

SOR 取引説明書

本説明書は、お客様がマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）の提供するSOR（Smart Order Routing）を利用して取引を行う（以下「SOR 取引」といいます。）にあたり必要な事項を説明するものです。また、本説明書では、SOR 取引のリスクや留意点等が記載されています。本説明書をあらかじめよくお読みいただき、内容を十分ご理解のうえ、お取引ください。

目次

1. 概要	3
2. PTS について	3
3. 取引ルール	4
4. SOR の取引執行プロセス	7
5. SOR 取引におけるリスク	8
6. 最良執行義務	9
7. その他のご留意事項	9
8. 本説明書の変更	9

1. 概要

- (1) SOR 取引とは、一般に上場有価証券の売買を執行する際に、東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）、私設取引システム（一般に PTS(Proprietary Trading System) といいます。以下、「PTS」といいます。）、でそれぞれ約定可能と思われる売買価格と株数を比較し、お客様により有利となる価格（買い注文であればより安い、売り注文であればより高い価格をいいます。また、この判断にあたっては、受注から約定までの時間も考慮します。）かつ約定率が最大となることが見込まれる取引所またはシステムを自動的に判定し、注文を一括または分割して売買を執行する注文方法をいいます。当社では、お客様の株式取引における約定価格改善および約定機会の拡大を提供することを目的に、最良執行方針に基づいて本サービスを提供します。
- (2) 価格改善効果を含む、SOR 取引の結果得られた約定における効果はすべてお客様に帰属します。
- (3) SOR 取引は、東証上場銘柄のうち当社が定める銘柄について、注文時に SOR 取引であることを指定することで利用できます。当社では注文画面の初期表示で SOR 取引を指定するチェックボックスが選択されています。**SOR 取引を行わない場合、注文入力時に SOR チェックボックスの選択を外す必要があります。**ただし、SOR 取引を指定した場合でも、注文の時間帯や東証での売買状況等、一定の条件によって SOR 取引とならない場合があります。
- (4) SOR 取引ではより有利な条件での約定を目指しますが、これを保証するものではありません。また、発注のタイミング等によっては、必ずしも結果的に最も有利な条件での約定とならない場合もあります。

2. PTS について

- (1) PTS とは、「金融商品取引業等に関する内閣府令の第 1 条第 4 項第 9 号」に規定する私設取引システム運營業務の認可を受けた金融商品取引業者が運営する私設取引システムです。PTS の運営は、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われます。
- (2) 当社はジャパンネクスト証券株式会社（以下、「ジャパンネクスト社」といいます。）の運営するジャパンネクスト PTS 第 1 市場（J-Market）（以下、「ジャパンネクスト PTS」といいます。）に接続します。
- (3) ジャパンネクスト PTS における呼値は、東証の呼値と異なります。詳細は当社ウェブサイトにてご確認ください。
- (4) ジャパンネクスト PTS においては、「金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号のホ」および「金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号」に規定する顧客指値対当方式となります。価格優先、時間優先とする売買価格の決定方法に基づき、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を

用いて売買を成立させる方法です。

SOR 取引における信用取引の空売り価格規制の判定は、お客様が発注した 1 注文の数量を基準に行います。お客様が発注した 1 注文の数量が東証の売買単位において 51 単元以上の場合、空売り価格規制の対象と判定します。SOR 取引により 51 単元以上の信用新規売り注文が発注され、東証と PTS に分割して執行された場合、それぞれの市場への発注数量が 51 単元を超えていない場合であっても空売り価格規制の対象と判定します。

3. 取引ルール

(1) 対象となる商品

SOR 取引は現物および一般信用・制度信用取引でご提供します。ワン株（単元未満株）のお取引等、他の商品・サービスではご利用いただけません。なお、信用取引における現引・現渡注文は SOR 取引の対象外となります。

(2) 対象となる口座

証券総合取引口座（特定口座・一般口座・NISA）でのお取引でご利用いただけます。

(3) 対象となるチャネル

SOR 取引は、当社ウェブサイト、スマートフォン、ダウンロード型の取引ツール「マネックストレーダー、マーケットライダープレミアム」から注文を出すことができます。コールセンター、および「ferci」では SOR 取引はご利用いただけません。

(4) 取引の方法

SOR 取引は、注文入力時に SOR 取引を指定するチェックボックスにチェックを入れることをご利用いただけます。注文画面の初期表示では SOR 取引を指定するチェックボックスにチェックが入っています。SOR 取引を希望しない場合はご自身でチェックボックスのチェックを外してください。

(5) 取引時間

営業日 9：00～11：30、12：30～15：30

ただし、立会内取引市場における前場終了時刻の 1 分前から前場終了まで、および 後場プレ・クローリング開始時刻の 1 分前から後場終了時刻（15 時 24 分から 15 時 30 分）は SOR の判定を行わず、東証に注文を出します。

(6) 取扱銘柄

東証上場銘柄のうち、当社が指定する銘柄とします。

(7) 注文条件

① 市場の指定

PTS は SOR 取引を介してのみ取次ぎます。PTS を指定しての発注はできません。

② 価格条件

成行注文および指値注文を受付けます。

③ 有効期間

有効期間の指定は「当日中」もしくは日付指定のみ受け付けます「当日前場のみ」「当日後場のみ」を指定した場合は SOR 取引を選択することはできません。

④ 執行条件

執行条件の指定は「なし」のみ受け付けます。執行条件の指定をした場合は SOR 取引を選択することはできません。

⑤ 価格条件付注文

条件付注文で SOR 取引を選択することができます。条件付注文で SOR 取引を選択した場合は、以下の方法で注文を発注します。

- ・ 逆指値注文は、東証の価格を用いてトリガー条件の判定を行います。
- ・ ツイン指値注文は、トリガー条件の判定は東証の価格を用いて行います。指値注文とロスカットのための逆指値注文を同時に発注する際、はじめに指値注文として発注する注文に SOR 取引を選択することができます。トリガー条件を満たした場合、注文訂正としての逆指値注文発注時には、はじめに指値注文として注文を発注した市場が引き継がれます。
- ・ 連続注文は、親注文が約定した後に、子注文を執行しますが、親注文・子注文それぞれに SOR 取引を選択することができます。
- ・ リバース注文は、注文を発注する際に、当該銘柄の反対売買注文を予約設定することが可能ですが、親注文で SOR 取引を選択した場合、子注文も SOR 取引となります。

(8) 清算および振替

PTS で成立した約定における清算および振替はいずれも金融商品取引所取引と同様に、清算は株式会社日本証券クリアリング機構が、振替は株式会社証券保管振替機構が行います。

(9) 約定日と受渡日

約定日は売買成立日となります。受渡日は金融商品取引所取引に準じます。

(10) 売買単位

原則、発行会社が単元株式数を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは 1 株とします。東証の売買単位よりも小さい売買単位の PTS は、執行先から除外します。ただし、金融商品取引所で売買単位が 10 株未満かつ PTS における呼値が 1 円未満の場合は 10 株を売買単位とします。また、主たる市場で売買単位が 10 株未満、かつ、基準価格が 6,000 円未満になる銘柄は、PTS において売買単位を 10 株、または売買停止とします。

(11) 注文単価（呼値）

注文時の呼値は東証の呼値と同一です。PTS で定める呼値単位を指定して注文を出すことはできません。

(12) 約定価格

約定価格は各執行先の呼値が適用されます。PTS における呼値は PTS で定められる呼値が適用されます。

(13) 手数料等

現物株式または信用取引の取引手数料が適用されます。SOR 取引の利用料等はかかりません。

(14) 気配情報

PTS の気配情報は、東証と PTS を合算した気配情報にてご覧いただく事が可能です。

(15) 価格情報の提示

- ① PTS の価格情報は日本証券業協会の定めに従い、ジャパンネクスト社の気配情報および約定情報として所定の時限内に日本証券業協会に報告され、日本証券業協会の運営するウェブサイト「PTS インフォメーションネットワーク」上で公表されます。
- ② SOR 取引の分割発注により約定したもののうち、東証で約定したものは立会市場での約定として、PTS で約定したものは①に記載の方法をもって公表されます。

(16) SOR 取引の指定の訂正

SOR 取引の指定を変更することはできません。変更する場合は、一度注文をキャンセル後に、新規に注文を出す必要があります。

(17) 売買の停止、または制限

以下に該当する場合は、当社、PTS または東証が注文取次および売買取引の一部もしくは全部を停止または制限することがあります。

- ・ 対象銘柄が上場している主たる取引所が売買停止等の措置を行った場合で、当社、PTS または東証が売買停止等の措置を行う必要があると判断した場合。
- ・ 日本証券業協会が取引所金融商品市場外取引を停止した場合。
- ・ 対象銘柄についてメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合または情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないと当社、PTS または東証が判断した場合。
- ・ 売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社、PTS または東証が認める場合。
- ・ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、取引の注文および約定の執行、金銭および有価証券の授受等が遅延または不能となったとき。
- ・ 取引の公正性の確保のため、当社、PTS または東証が必要と認めた場合。
- ・ SOR システム、PTS システムの稼働に支障が生じた場合において、売買取引を継続することが適当でないと当社が判断した場合。
- ・ 東証または PTS の時価配信が著しく遅延し、SOR の稼働に支障が出ると当社が判断した場合。
- ・ その他、売買取引を停止または制限すべきと当社が判断した場合。

(18) 売買停止時の注文の取扱い

売買停止措置が行われた場合、注文は以下のとおり取扱います。

- ① 売買停止措置実施時点で PTS で約定が成立していない場合は、失効となります。

- ② 売買停止措置実施時点で PTS で約定が成立している場合は、原則約定を成立させますが、日本証券業協会の指示に基づき売買を停止した場合はその指示に従って処理をします。
- (19) 価格改善結果の提示
SOR 取引が約定した場合、注文約定明細画面において SOR 取引の注文判定時における東証の気配価格と約定価格を比較した差額を表示します。SOR 取引では東証と比較して有利な約定を目指しますが、結果として価格改善を達成できない場合があります。
- (20) その他
配当金や株式分割、併合等の扱い、取引上限などについて、本説明書に別段の定めがないときは、当社の現物株式および信用取引の取引ルールに準じます。

4. SOR の取引執行プロセス

(1) SOR の判定方法

① SOR の判定

SOR 取引では、注文受注時に東証と PTS の気配情報を参照し、価格優先、数量優先、かつ、同価格同数量の気配がある場合は東証優先として、注文を執行する市場またはシステムを判定します。このとき、注文条件に合致する市場の気配数量の合計よりも注文数量が大きい場合、対当する気配がない注文はすべて東証に発注されます。注文を PTS に出す場合は指値の IOC 注文として、東証に出す場合は注文入力時に指定した価格条件で、執行条件なしの注文として発注されます。

(2) 失効時の処理

① PTS における注文失効時の処理

SOR 取引の注文時における判定の結果、PTS に注文を出すこととなった場合、注文が PTS に到達するまでの時間で判定時の気配状況が変わることが原因となり、PTS に執行した注文が失効することがあります。PTS に執行した注文が失効した場合は、東証に対して再度失効した注文を出します（注文約定一覧画面の「状態」欄は「発注済」と表示されています。）。

(3) 注文訂正時の処理

① 価格訂正

SOR 取引で価格訂正をした場合、再度 SOR の判定を行います。判定を行った結果、PTS に注文を出すこととなった場合、東証に出ている注文を取消した後に、SOR の注文処理を行います。この場合においても、SOR の注文処理の結果 PTS に執行した注文が失効した場合は、東証に対して再度失効した注文を出します。

また、買いの場合は当初価格より高い価格への訂正、売りの場合は当初価格より安い価格への訂正となる場合、SOR の判定を行った結果、東証に出すこととなった場合でも、注文を取消した後に、訂正後の条件で東証に注文を出します。

② 株数訂正

SOR の再判定は行わず、東証に出ている注文の訂正を行います。

(4) SOR 判定の対象外となる取引

東証において、以下に該当する場合は SOR 取引の注文の場合でも SOR の判定を行いません。

- ① 寄付きおよび引けにおける板寄せの場合。
- ② 前場、後場それぞれでの始値決定前の場合。
- ③ 前場売買終了時刻および後場プレ・クローリング開始時刻の 1 分前から売買終了まで。
- ④ 売買停止となっている場合。
- ⑤ 特別気配または連続約定気配が発生している場合。
- ⑥ 反対気配が存在しない場合。
- ⑦ 有利な方向に特別気配更新値幅を超過した反対気配がある場合。
- ⑧ 当日の高値・安値よりも不利な価格での約定が見込まれる場合。

5. SOR 取引におけるリスク

- (1) SOR 取引では注文が東証に加え、PTS で約定する可能性があり、価格変動に関しては受注時の東証の最良気配と同等、もしくは、より有利な価格に限られます。ただし、発注のタイミング等によって、約定時の東証の最良気配と比較した場合には必ずしも結果的に最も有利な条件での約定とならない場合があります。
- (2) 取引が停止または制限される場合があります。SOR 取引に関わるシステムに障害が発生した場合、「3.(17) 売買の停止、または制限」に記載された各事項に該当する場合など、SOR 取引を停止または制限する場合があります。
- (3) 約定が取消される場合があります。例えば PTS の取引時間中に個別銘柄の売買停止措置が実施された場合であって、日本証券業協会により取引停止直前の約定が認められないときには、約定が取消しとなることがあります。また、システム障害等により株価等が異常値を表示した場合には、約定が取消しとなることがあります。
- (4) 金融商品取引所取引における売買価格と大きく乖離する場合があります。
- (5) PTS では金融商品取引所取引と比べて取引参加者が限定されます。それぞれの市場および取引では流動性が低くなり値動きが大きくなる可能性があります。SOR 取引ではこれらの市場およびシステムを指定する注文は受け付けません。
- (6) PTS では、東証とは別に売買を成立させるため、SOR 取引の注文条件に見合う反対側の注文が出ていない場合には PTS では売買が成立しません。
- (7) SOR 取引では新規注文のみ判定の必要に応じて分割発注を行います。株数訂正の際に改めて PTS へ分割発注を行うことはありません。
- (8) SOR 取引では注文前に判定処理を行うため、東証を指定して注文を出す場合に比べ、わずかながら発注までに時間がかかります。その結果、SOR 取引で東証に注文が出される場合、東証を指定して注文を出す場合に比べて注文の優先順位が下がる、もしくは約定の機会を失う可能性があります。

- (9) SOR 取引において注文訂正を行う場合、注文の状況によって、訂正ではなく一度取消した後に再度注文を出すことがあります。その結果、注文の優先順位が下がる、もしくは約定の機会を失う可能性があります。また、株数訂正の場合、訂正のタイミング等により、訂正がエラーとなり注文が失効する、もしくは約定の状況により指示した株数より少ない数量での訂正となることがあります。

6. 最良執行義務

- (1) 当社の提供する SOR 取引は最良執行方針を遵守するとともに、安定したサービスの継続、向上についても責任をもって行います。そのために、利益相反、システム運営の適正性、コンプライアンスの観点から、PTS の運営状況等を継続的に監視しております。
- (2) 公正な取引環境を提供するという観点から、本取引におけるお客様の取引執行結果が東証の最良気配という判断基準と照らし合わせて矛盾が生じていないことを示すため、当社の SOR 取引の注文判定時の東証の想定約定結果との差額について、取引の成立後即時に提示します。また、この観点について第三者機関にも検証を依頼し、その結果をご確認いただける環境を提供します。

7. その他のご留意事項

- (1) 本説明書でご説明する事項のほかにウェブサイトの「取引ルール」または「Q&A」において 詳細をご説明している事項もありますので、お取引にあたっては当該画面もご確認いただきますようお願いします。
- (2) PTS 認可業者は、内閣総理大臣の認可を受けて営む PTS の運營業務の一環として、有価証券の売買その他の取引の適切な管理および取引の公正性確保のために売買審査を行うことが求められております。したがって、取引参加証券会社に対して当該取引参加証券会社の取引内容その他の情報、資料にかかる報告を依頼することがあります。この場合、当社は PTS 認可業者の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成および提出に関する必要な協力を行います。

8. 本説明書の変更

本説明書は、法令の変更、監督官庁の指示、各金融商品取引所、日本証券業協会もしくは株式会社日本証券クリアリング機構が定める諸規則の変更がされたとき、または当社が必要 と判断したときは、変更されることがあります。

変更の内容が、お客様の既存の権利を制限しまたはお客様に新たな義務を課するものであるときには、その変更事項を書面または当社ウェブサイト画面等のいずれかの方法で通知いたします。なお、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ウェブサイトへの掲示のみとさせていただきます。

(2024年11月5日)